

仕 様 書

1 業務名

消防局産業廃棄物収集運搬処理業務

2 排出事業場（名称・所在地等は別紙1のとおり）

- (1) 消防局庁舎・・・ 1カ所
- (2) 消防学校・・・ 1カ所
- (3) 消防署・・・ 9カ所
- (4) その他・・・ 必要に応じて

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務概要

受託者は、委託者の指示により次の業務を実施すること。

- (1) 委託者が排出する産業廃棄物を収集運搬し、焼却、選別等の中間処理を行う。
- (2) 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）等の提出により、関係諸法令に基づき廃棄物が適正に処分されたことを報告する。
- (3) その他、当該業務を遂行するため委託者が指示する業務を行う。

5 業務対象廃棄物及び予定数量（年間）

- (1) 混合廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・ 88 m³
- (2) 廃プラスチック類・・・・・・・・・・・・ 58 m³
- (3) 廃プラスチック類(廃棄ホース)・・・・ 3,180 kg
※金属部を除く
- (4) 金属類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47 m³
- (5) ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず・・ 2 m³
- (6) 使用済電池・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 236 kg
- (7) 廃蛍光管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100 kg

※ 過去の平均数量から算出したものであり、令和6年度の排出量ではない。

6 業務詳細

(1) 消防局庁舎

ア 毎月第4週の木曜日に収集運搬することとし、木曜日が祝日等の場合は、翌日に収集運搬をすること。また、状況に応じて双方協議のうえ対応する。

イ 集積場所は消防局庁舎の地下1階としており、トラックの進入は可能であるが、高さ制限（2m70cmまで）があるため留意すること。

(2) 各消防署及び消防学校

- ア 各施設担当者から、受託者に連絡し収集運搬の日程調整を行う。
- イ 集積場所は、各事業場の1階（車庫内等）または屋外とする。

(1) 共通

- ア 積込みについては、受託者が行うこと。
- イ 受託者は、消防局産業廃棄物収集処理伝票（別紙2）に収集した廃棄物の内訳を記載し、立会者からの確認を受けること。
- ウ 排出量は、1 m³に満たない端数が出た場合は0.1 m³単位で、1 kgに満たない端数が出た場合は0.1 kg単位でそれぞれ区切ること。
- エ マニフェストの交付は品目ごとに行い、記載する数量は契約単価で示す単位（m³またはkg）とすること。
- オ マニフェストの費用については、受託者が負担すること。

7 業務完了報告

受託者は、排出事業場ごとの処分が完了した後、速やかにマニフェスト及び完了届（本市指定様式）を委託者に提出すること。

8 安全の確保

- (1) 消防車両の出動及び来客者の妨げにならないよう、各施設担当者と事前に調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行にあたり、受託者の不注意等により生じた事故、故障、破損等は受託者の責任において処理すること。また、事故等が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

9 身分証明書の携帯

受託者は、作業従事者に身分証明書を交付し、常時携帯させること。

10 その他

- (1) 本業務においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 本業務に定めのない事項については、委託者との協議によること。

11 発注担当

札幌市消防局総務部施設管理課施設係

札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎3階

TEL 011-215-2030 FAX 011-271-0814

メールアドレス shisetsu.shobo@city.sapporo.jp

排出事業場一覧

排出事業場番号	排出事業場名称	排出事業場所在地及び連絡先	排出する廃棄物の種類
1	消防局庁舎	中央区南4条西10丁目 電話 215-2010 総務課庶務係	混合廃棄物・廃プラスチック類・ 廃プラスチック類(廃棄ホース) 金属類・ガラスくず、陶磁器くず 、コンクリートくず・使用済電池 ・廃蛍光管
2	消防学校	西区八軒10条西13丁目 電話 616-2262 教務課校務係	同上
3	北消防署	北区北24条西8丁目 電話 737-2100 予防課庶務係	同上
4	東消防署	東区北24条東17丁目 電話 781-2100 予防課庶務係	同上
5	白石消防署	白石区南郷通6丁目北 電話 861-2100 予防課庶務係	同上
6	厚別消防署	厚別区厚別中央1条5丁目 電話 892-2100 予防課庶務係	同上
7	豊平消防署	豊平区月寒東1条8丁目 電話 852-2100 予防課庶務係	同上
8	清田消防署	清田区平岡1条1丁目 電話 883-2100 予防課庶務係	同上
9	南消防署	南区真駒内上町5丁目 電話 581-2100 予防課庶務係	同上
10	西消防署	西区発寒10条4丁目 電話 667-2100 予防課庶務係	同上
11	手稲消防署	手稲区手稲本町2条5丁目 電話 681-2100 予防課庶務係	同上

※上記以外の事業場が発生した場合は、その都度調整することとする。

消防局産業廃棄物収集処理伝票

排出事業所(業務対象施設)

収集・運搬処理日 令和 年 月 日

(受託者)

令和 年 月 日 産業廃棄物の排出量は以下のとおり相違ありません。

種 別	量	収集単価	車号	担当者	立会者 確認欄
混合廃棄物	m ³				
廃プラスチック類	m ³				
廃プラスチック類 (廃棄ホース)※金属を除く	kg				
金属類	m ³				
ガラスくず・陶磁器くず コンクリートくず	m ³				
使用済電池	kg				
廃蛍光管	kg				